

戸沢村空き家バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内に存在する空き家の有効活用を促進するための措置を講ずることにより、良好な生活環境の保全及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築された建物及土地で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 登録申込者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク事業 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込みを受けた当該空き家に係る情報を、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、村ホームページ及び窓口で提供し利用希望者を所有者等に紹介する制度をいう。
- (4) 登録カード 第2号様式の空き家バンク登録カードのことをいう。
- (5) 登録者等 空き家バンク登録台帳に登録を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク事業以外による空き家の売買、賃貸等の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第4条 空き家バンク登録台帳に登録しようとする登録申込者は、空き家バンク登録台帳登録申請書（第1号様式）に登録カード（第2号様式を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該空き家の実地確認等を行う。

3 村長は、当該空き家が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

(1) 当該空き家の全ての所有者等が空き家バンク事業の趣旨を理解し、登録することについて承諾をしていること。

(2) 戸沢村暴力団排除条例（平成23年戸沢村条例第8号。以下「暴排条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団関係者等と密接な関係を有すると認められる者が所有する空き家でないこと。

(3) 空き家等に抵当権設定が行われていないこと。

(4) 当該物件に関する村税等の滞納がないこと。

4 村長は、前項の規定による登録をしたとき又は登録しなかったときは、空き家バンク登録台帳完了（不可）通知書（第3号様式）を登録申込者に通知するものとする。

（登録事項の変更又は取消しの届出）

第5条 前条第4項の規定による登録を受けた登録者は、当該登録事項に変更があったとき又は当該空き家バンク登録台帳への登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク登録台帳登録変更（取消し）届出書（第4号様式）を村長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳への登録を抹消するとともに、空き家バンク登録台帳登録抹消通知（第5号様式）により登録者に通知するものとする。

(1) 前条の規定による登録の取消しの届出があったとき。

(2) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(3) 建物等に抵当権設定が行われたとき。

(4) 当該物件の所有者に変更があったとき。

(5) 登録から3年が経過したとき。ただし、再登録の場合はこの限りでない。

- (6) 当該物件に関する村税等の滞納が発生したとき。
- (7) 倒壊等の危険性がある空き家の状態や生活の場として機能しない管理不全な空き家になったとき。
- (8) 暴力団員あるいは反社会的勢力が判明したとき。
- (9) 前8項に掲げるもののほか、村長が適当でないとしたとき。

(空き家情報の公開)

第7条 村長は、必要に応じ空き家バンク登録台帳に登録された次の情報を村ホームページにおいて公開するほか、担当課において縦覧に供するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 所在地（大字名まで）
- (4) 物件の概要
- (5) 希望する売却価格又は賃料
- (6) 利用の状況
- (7) 設備の状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 位置図
- (10) 写真

(登録者への紹介の申込み等)

第8条 空き家バンク登録台帳に登録された空き家に係る登録者への紹介を希望する利用希望者は、空き家バンク利用希望申込書（第6号様式）に誓約書（第7号様式）を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により紹介を希望する利用希望者は、利用希望者本人であることを証するため、次の各号のいずれかを掲示し、又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) マイナンバーカード

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるほか、これらに類するものとして村長が認める書類

3 村長は、前項の規定により申込みのあった場合には、当該空き家に係る登録者に対しその旨を通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、利用希望者が各号のいずれかに該当するときは登録者への紹介は行わないものとする。

(1) 暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団関係者等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 空き家に定住して、地域住民と協調（地域組織加入）して生活しないため、地域の活性化に寄与できないと認めた者であるとき。

(3) 税・料金等の滞納があると認められる者であるとき。

(4) 前3項に掲げるもののほか、村長が紹介することを適当でないと認めた者であるとき。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 村長は、登録者と利用希望者との空き家に関する売買、賃貸借等の交渉等については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の保護)

第10条 この要綱に基づく業務に従事する者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。